

こまち訪問看護ステーション運営規程（医療保険）

（規程の目的）

第1条 こまち訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う訪問看護等の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、要介護状態等となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目的とする。

（訪問看護の基本取扱方針）

第3条 1 訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行わなければならない。

2 事業所は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（訪問看護の具体的取扱方針）

第4条 訪問看護の方針は、次に掲げるところによる。

1 訪問看護の提供に当たっては、主治医との密接な連携及び次条第1項に規定する「訪問看護計画書」に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に実施する。

2 訪問看護の従事者は、訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に実施することを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

3 訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。

4 訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

5 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

（訪問看護計画書の作成）

第5条 1 訪問看護の従事者（准看護師は除く）は、利用者又は家族の希望、主治医の指示及び心身の状況等を勘案し、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問看護計画書」を作成しなければならない。

2 訪問看護の従事者は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

3 訪問看護の従事者は、作成した訪問看護計画書の主要な事項について、利用者又はその家族に説明しなければならない。

4 訪問看護の従事者は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護実施報告書を作成しなければならない。

5 事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護実施報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

（主治医との関係）

第6条 1 事業所の管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が実施されるよう必要な管理をしなければならない。

2 事業所の管理者は、訪問看護の提供の開始に当たっては、主治医の指示を文書で受けなければならない。

3 事業所の管理者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護実施報告書を提出し、訪問看護の提供に当たり主治医と密接な連携を図らなければならない。

(同居家族に対する訪問看護の禁止)

第7条 事業所の管理者は、訪問看護従事者に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第8条 訪問看護従事者は、訪問看護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める必要な措置を講じなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 事業所の管理者は、利用申込者の病状、当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な訪問看護を提供することが困難であると認めた場合には、適当な他の訪問看護事業者を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第10条 1 事業所の管理者は、訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業所の管理者は、訪問看護の提供の終了に当たっては、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供、並びに保健医療サービス又はサービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第12条 事業所の管理者は、訪問看護計画書、訪問看護実施報告書、その他訪問看護に係る記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。

(管理者等の責務)

第13条 1 事業所の管理者は、事業所に勤務する看護師の中から選任した者に必要な管理の代行をさせることができる。

2 事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、事業所の従事者に本規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(事業所の名称等)

事業所の名称等

第15条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 こまち訪問看護ステーション 所在地 神奈川県厚木市小野763-1

(従事者の員数及び職務内容)

第16条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 看護師 1名(兼任) *事業所の従事者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

2 看護職員等

看護師 1名(常勤・兼任) *管理者と兼務。事業所に対する申し込みに係る調整と事業の提供。訪問看護事業の実施。

看護師 5名(常勤・兼任)

作業療法士 3名(常勤・兼任) 理学療法士 2名(常勤・兼任)

*訪問看護計画・報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成し、訪問看護事業の提供に当たる。

3 事務職員 3名(兼任) *必要な事務。

(営業日及び営業時間)

第17条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日

② 休業日 土曜日、日曜日、12月30日～1月3日

③ 営業時間 8時45分～17時15分まで

(事業の実施地域)

第18条 事業の実施地域は、次のとおりとする。

- ① 厚木市、伊勢原市、愛甲郡清川村、海老名市
- ② 保険者が、前期以外でも第1号に規定する市町村に居住する方

(利用料及び利用料等の受領)

第19条 事業を提供した場合の利用料の額は、医療保険法が定める告示上の額による。

2 通常の事業の実施地域(第18条に規定する地域)を越えて行う訪問看護の提供に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

通常の業務の実施地域を越えた地点から片道1kmにつき15円

3 死後の処置料は、15,000円とする。

4 その他の利用料金については、別表の利用料金一覧表による。

(その他運営についての留意事項)

第20条 1 事業所は社会的使命を十分認識し、看護職員等の質的向上を図るために研修の機会を設け、業務体制を整備するものとする。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。退職後も同様とする。

(事故発生時の対応)

第21条 1 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所又は市町村に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、自らの責めに帰すべき理由によらない場合はこの限りでない。

(守秘義務及び秘密保持)

第22条 1 業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、利用者または第三者の生命、身体などに危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしてはならない。

2 サービス担当者会議など一定の条件下で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(苦情処理等)

第23条 1 提供した指定訪問看護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 市町村や国民健康保険団体連合会(以下市町村等)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(職員研修の機会)

第24条 1 職員の資質向上を図るため、全ての職員に対し研修の機会を設けるものとする。研修の実施記録、受講記録を残し回覧し、所内で研修成果を共有するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第25条 1 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- ① 虐待防止のための定期的な研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他、虐待防止のために必要な措置として委員会の開催、担当者の設置

(衛生管理等)

第26条 1 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 感染症の予防及びまん延防止に努め、BCP 策定感染症委員会においてその対策を協議し、対応指針などを作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(事業継続計画)

第27条 1 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害発生した場合でも利用者が継続して訪問看護の提供を受けられるよう、BCP策定災害対策委員会を設置する。

2 委員会、業務継続計画を策定すると共に、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(訪問看護医療 DX 情報活用加算)

第28条 1 事業所は、職員が、健康保険法第3条第31項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得及び活用し、質の高い訪問看護を実践し、計画的な管理を行う。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2、第17条を改正し、平成21年3月1日から施行する。

3、第16条、19条を改正し、平成22年6月1日から施行する。

4、第1条、第15条、第16条、第17条を改正、キャンセル料金を設定し平成24年3月1日より施行する。

5、第17条を改正。祝日は営業日とし平成24年3月1日より施行する。

6、第16条を改正し、平成24年5月1日より施行する。

7、第16条、第19条を改正し、平成27年1月1日より施行する。

8、第18条を改正し、平成27年3月20日より施行する。

9、第16条を改正し、平成28年1月1日より施行する。

10、第16条を改正し、平成28年5月9日より施行する。

11、第16条を改正し、平成28年8月1日より施行する。

12、第16条を改正し、平成28年10月1日より施行する。

13、第16条を改正し、平成28年10月26日より施行する。

14、第12条を改正し、平成28年11月1日より施行する。

15、第16条を改正し、平成29年1月1日より施行する。

16、第16条を改正し、平成29年4月1日より施行する。

17、第16条を改正し、平成29年5月16日より施行する。

18、第16条を改正し、平成29年6月1日より施行する。

19、第16条を改正し、平成29年9月1日より施行する。

20、第16条、第18条を改正(平塚市を訪問エリアから除外)し、平成30年5月1日より施行する。

21、第1・2・4・5・6・19・20条を改正し、平成30年9月より施行する。

22、第16条を改正し、令和1年10月より施行する。

23、第16条を改正し、令和2年3月1日より施行する。

24、第16条を改正し、令和2年4月15日より施行する。

25、第16条を改正し、令和3年12月1日より施行する。

26、第6条-4(診療記録の使用が終了したため削除)、第11条(健康手帳廃止につき削除)、第14条(準用が終了したため削除)、第19条-5(第2号及び第3号、4号の適応時は重要事項説明書、契約書で説明済のため改めの署名は省略し記録記載で対応のため削除)を改定し、令和5年4月1日より施行する。

27、第21・22・23・24・25・26条を策定し、令和5年4月1日より施行する。

28、第26条を改正、第27条を策定し、令和6年4月1日より施行する。

29 第28条を策定し、令和6年9月1日より施行する。